

別 紙



小 美 玉 市

定 例 記 者 会 見 資 料

平成 22 年 9 月 1 日

部 署 名 総務部 総務課

担当者名

問 い 合 わ せ 先 (内 線 1 2 8 1

題名：窓口業務時間外延長の実施について

市民のサービスの向上を目的に、今年 9 月 1 日より試行として市役所本庁や小川、玉里総合支所の窓口業務を祝日を除く毎週水曜日午後 7 時まで延長します。

【本庁での延長業務】

○市民課

住民票、戸籍の証明
転入、転出、転居などの届け出受理
印鑑登録、印鑑登録証明発行
パスポート交付

○税務課

市民税や固定資産税に関する証明
納付書再発行

○医療保険課

国民健康保険の資格の取得、喪失及び給付申請
医療福祉（マル福）の資格取得、喪失及び医療費支給申請
後期高齢者の給付申請

○会計課

市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの収納

【小川総合支所総合窓口課】**【玉里総合支所総合窓口課】**

基本的には本庁、市民課、税務課、医療保険課、会計課が行う事務と同じことを実施します。

※ ただし、パスポート交付についてはできません。